平成２９年（フ）第３２４号
愛媛県伊予市双海町串甲592番地
債務者　清野　紘一
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
愛媛県今治市中寺564番地８、前住所愛媛県今治市中寺583番地２
債務者　一ツ松製麺所こと　壷内　二郎
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第３号
高知県四万十市中村一条通２丁目50番地
債務者　谷岡加津代
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２６７号
福岡県久留米市三潴町西牟田6503番地５　アップルハウス101号
債務者　川野　裕子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２号
福岡県久留米市上津町2078番地７　青葉台ハイツ103号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地1278　青沼ビル202号
債務者　川原　　晋
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３号
福岡県久留米市上津町2078番地７　青葉台ハイツ103号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地1278　青沼ビル202号
債務者　川原みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２号
福岡県久留米市三潴町早津崎407番地　養護老人ホーム　長生園、前住所福岡県久留米市白山町210番地１　住宅型有料老人ホーム　福寿苑
債務者　鶴野つや子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２号
佐賀県唐津市七山荒川781番地１
債務者　前田惠里奈
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市春山町1892番地１　シャイニング蒼Ⅰ　103号
債務者　牧　　大作
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２０号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目４番15号　太田コーポＣ棟201号
債務者　源　　明美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
神戸市西区大津和１丁目４番地の４　ロイヤルヒル二番館604号
債務者　山畠　量磨
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
兵庫県明石市朝霧町３丁目９番８号　パセオ朝霧102号
債務者　江夏　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
兵庫県明石市魚住町錦が丘３丁目９番地の４　シャンブル魚住駅前102号、前住所兵庫県明石市魚住町清水1635番地の16
債務者　坂野　直也
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住13棟303号
債務者　石尾　啓二
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４号
兵庫県洲本市桑間１丁目６番14号
債務者　山下　　孝
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
福岡県久留米市野中町345番地３　９号
債務者　豊福奈美子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部